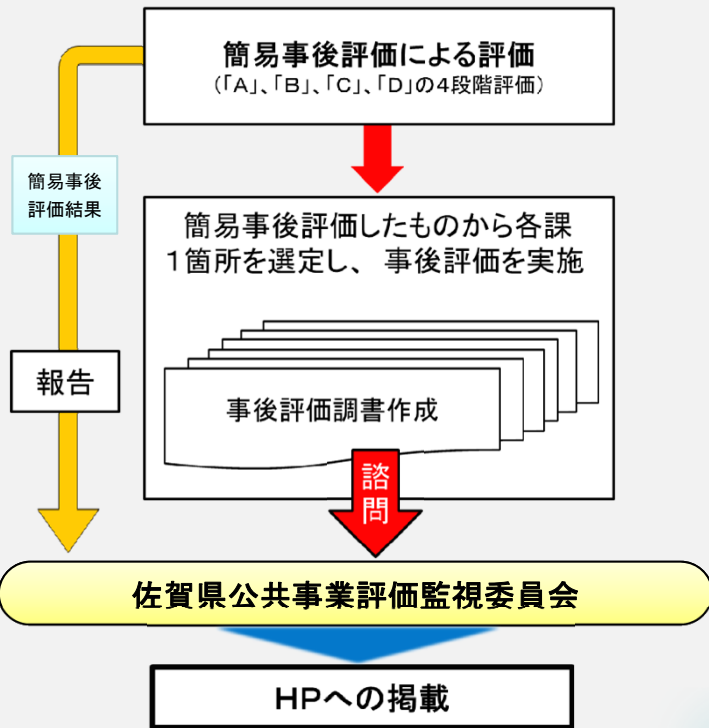


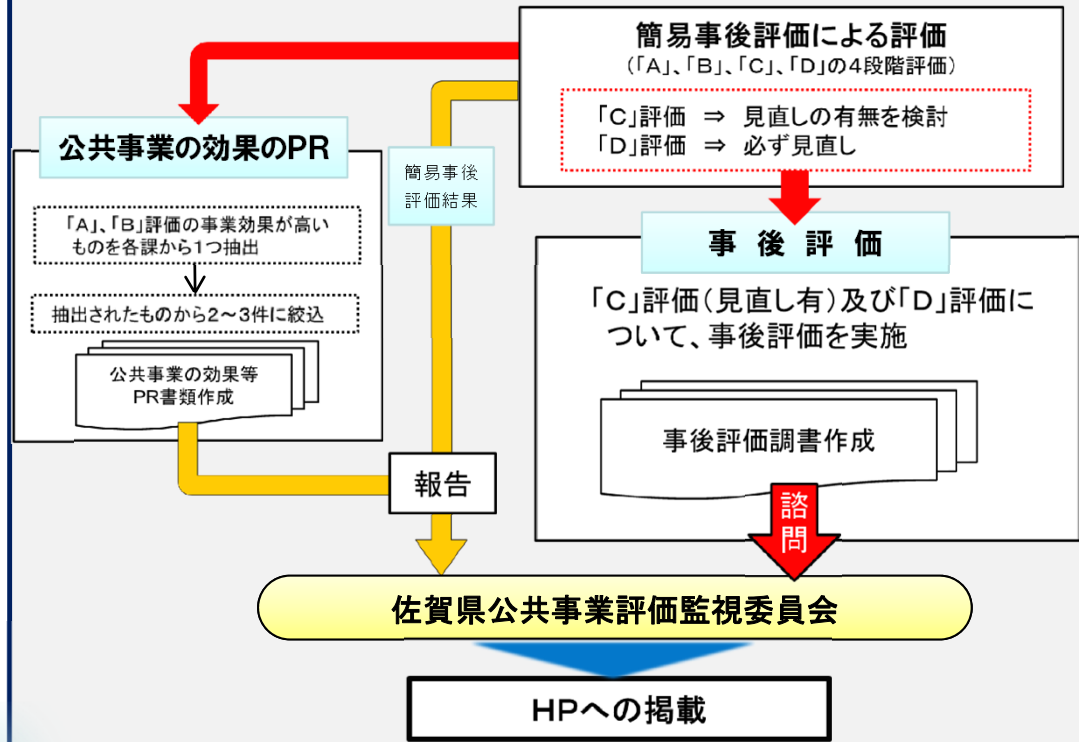
事後評価事務の進め方

これまでの事後評価



・「C」、「D」評価以外の、真に検討が必要な評価でなくても諮問を行っていたため、議論が成熟しないことが多かった。
 (諮問ではなく報告のような感じであった。)
 ・見直しが必要な評価でなくても事後評価調書の作成などを行う必要があり、関係課の負担が大きかった。

今後の事後評価



【事後評価】
 ・簡易事後評価における「C」(見直し有)、「D」評価のものについて、同種・同類の新規事業(新規評価マニュアル)や計画・実施中の事業へ反映・改善させる。

【公共事業効果等PR】
 ・公共事業完了による利便性が向上した旨の効果等について改めて県民へ伝える。

【C】(見直し有)・【D】評価
 (事後評価の実施あり)

委員会(事後評価)開催
 (1月末～2月上旬)

諮問

事後評価

報告

公共事業効果PR

簡易事後評価結果

【C】(見直し無)
 (事後評価の実施なし)

委員会(新規評価)時
 (来年度の9月末～10月上旬)

報告

公共事業効果PR

簡易事後評価結果